

**令和 8 年第 1 回泉南市議会定例会議案書**  
**(付議案件綴及び同説明資料綴)**



## 議 案 一 覧 表

(令和8年3月4日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号））	7
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号））	27
議案	1	泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	47
議案	2	市道路線の認定について	49
議案	3	包括外部監査契約の締結について	53
議案	4	指定管理者の指定について	55
議案	5	泉南市手話言語条例の制定について	57
議案	6	泉南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	61
議案	7	泉南市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案	8	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案	9	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	85

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	10	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	87
議案	11	泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案	12	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	93
議案	13	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案	14	令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）	109
議案	15	令和7年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）	171
議案	16	令和8年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議案	17	令和8年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議案	18	令和8年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議案	19	令和8年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議案	20	令和8年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議案	21	令和8年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	22	令和8年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議案	23	令和8年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議案	24	令和8年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議案	25	令和8年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議案	26	令和8年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議案	27	令和8年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊
議案	28	令和8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案	29	令和8年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議案	30	令和8年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案	31	令和8年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案	32	令和8年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議案	33	令和8年度泉南市下水道事業会計予算	別冊



報告第1号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本優真

- 1 令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

### 専決理由

物価高騰対策に係る事業に要する経費について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第5号

## 令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,880,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年12月22日専決

泉南市長 山本優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,704,650	725,471	7,430,121
	2 国庫補助金	1,555,904	725,471	2,281,375
19 繰入金		2,956,565	82,693	3,039,258
	1 基金繰入金	2,949,486	82,693	3,032,179
歳入	合計	33,072,443	808,164	33,880,607

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		14,305,570	180,660	14,486,230
	2 児童福祉費	4,677,044	180,660	4,857,704
5 農林水産業費		194,364	18,000	212,364
	1 農業費	180,340	15,000	195,340
	3 水産業費	4,958	3,000	7,958
6 商工費		305,838	609,504	915,342
	1 商工費	305,838	609,504	915,342
歳 出	合 計	33,072,443	808,164	33,880,607

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	物価高騰対応支援事業	609,504千円



令和7年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）事項別明細書



歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15	国庫支出金	6,704,650	725,471	7,430,121			
(2)	国庫補助金	1,555,904	725,471	2,281,375			
	1) 総務費国庫補助金	411,940	544,811	956,751	1. 総務管理費補助金	544,811	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	2) 民生費国庫補助金	469,881	180,660	650,541	2. 児童福祉費補助金	180,660	物価高対応子育て応援手当事業費補助金 178,040 物価高対応子育て応援手当事務費補助金 2,620
19	繰入金	2,956,565	82,693	3,039,258			
(1)	基金繰入金	2,949,486	82,693	3,032,179			
	3) ふるさと泉南水なす基金繰入金	1,477,293	82,693	1,559,986	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	82,693	ふるさと泉南水なす基金繰入金
歳 入 合 計		33,072,443	808,164	33,880,607			

款 19 繰入金 項 1 基金繰入金



				12. 委託料	440	電算システム改修委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	178,040	物価高対応子育て応援手当
5 農林水産業費	194,364	18,000	212,364		18,000	
(1) 農業費	180,340	15,000	195,340		15,000	
3) 農業振興費	20,195	15,000	35,195		15,000	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	15,000	
[ 1] 農業振興事業	17,441	15,000	32,441		15,000	産業振興課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	15,000	施設園芸生産者支援事業補助金
(3) 水産業費	4,958	3,000	7,958		3,000	
1) 水産振興費	4,958	3,000	7,958		3,000	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,000	
[ 1] 水産振興事業	3,085	3,000	6,085		3,000	産業振興課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	3,000	漁業協同組合支援事業補助金
6 商工費	305,838	609,504	915,342	82,693	526,811	
				繰入金		
				82,693		
(1) 商工費	305,838	609,504	915,342	82,693	526,811	
				繰入金		
				82,693		
2) 商工振興費	55,441	609,504	664,945	82,693	526,811	
				繰入金		
				82,693		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	375	
				3. 職員手当等	934	
				10. 需用費	30	
				12. 委託料	608,165	

款 6 商工費 項 1 商工費

款 6 商工費 項 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[ 6 ] 物価高騰対応支援事業	2,200	609,504	611,704	82,693	526,811	産業振興課
				繰入金 82,693 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 82,693 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	375	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	934	超勤手当
				10. 需用費	30	消耗品費
				12. 委託料	608,165	電算委託料 150 地域振興券交付事務委託料 608,015
歳 出 合 計	33,072,443	808,164	33,880,607			
				国庫支出金 180,660		
				繰入金 82,693		

## 給 与 費 明 細 書

### 2. 一般職

#### (1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 390 (458)	千円 488,203	千円 1,964,690	千円 1,475,197	千円 3,928,090	千円 748,270	千円 4,676,360	
補正前	390 (456)	487,568	1,964,690	1,473,888	3,926,146	748,270	4,674,416	
比 較	0 (2)	635	0	1,309	1,944	0	1,944	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		補正後	千円 38,155	千円 208,021	千円 54,063	千円 21,109	千円 112,327	千円 1,320	千円 41,485
	補正前	38,155	208,021	54,063	21,109	111,018	1,320	41,485	4,893
	比 較	0	0	0	0	1,309	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 23,110	千円 544,550	千円 426,164	千円 0				
	補正前	23,110	544,550	426,164	0				
	比 較	0	0	0	0				

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 390 (175)	千円 0	千円 1,964,690	千円 1,354,609	千円 3,319,299	千円 664,687	千円 3,983,986	
補正前	390 (175)	0	1,964,690	1,353,300	3,317,990	664,687	3,982,677	
比 較	0 (0)	0	0	1,309	1,309	0	1,309	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	38,155	208,021	54,063	21,109	112,327	1,320	41,485	4,893
	補正前	38,155	208,021	54,063	21,109	111,018	1,320	41,485	4,893
	比 較	0	0	0	0	1,309	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 23,110	千円 479,068	千円 371,058	千円 0				
	補正前	23,110	479,068	371,058	0				
	比 較	0	0	0	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 0 (283)	千円 488,203	千円 0	千円 120,588	千円 608,791	千円 83,583	千円 692,374	(職員手当等 の内訳) 期末手当 65,482千円 勤勉手当 55,106千円
補正前	0 (281)	487,568	0	120,588	608,156	83,583	691,739	
比 較	0 (2)	635	0	0	635	0	635	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

## (2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
職員手当等	千円 1,309	その他の増減分	千円 1,309	物価高対応子育て応援手当支給事業 及び物価高騰対応支援事業に伴う増加	超過勤務手当 1,309 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,138,036		9,138,036	27.0
2 地方譲与税	171,900		171,900	0.5
3 利子割交付金	10,900		10,900	—
4 配当割交付金	54,100		54,100	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	73,600		73,600	0.2
6 法人事業税交付金	189,900		189,900	0.6
7 地方消費税交付金	1,450,500		1,450,500	4.3
8 ゴルフ場利用税交付金	36,200		36,200	0.1
9 環境性能割交付金	37,300		37,300	0.1
10 地方特例交付金	39,852		39,852	0.1
11 地方交付税	4,551,933		4,551,933	13.4
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	61,029		61,029	0.2
14 使用料及び手数料	337,609		337,609	1.0
15 国庫支出金	6,704,650	725,471	7,430,121	21.9
16 府支出金	2,720,901		2,720,901	8.0
17 財産収入	37,800		37,800	0.1
18 寄附金	1,513,868		1,513,868	4.5
19 繰入金	2,956,565	82,693	3,039,258	9.0
20 諸収入	324,531		324,531	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,342,900		2,342,900	6.9
22 繰越金	310,369		310,369	0.9
歳入合計	33,072,443	808,164	33,880,607	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	218,235		218,235	0.6
2 総務費	3,833,129		3,833,129	11.3
3 民生費	14,305,570	180,660	14,486,230	42.8
4 衛生費	2,116,635		2,116,635	6.2
5 農林水産業費	194,364	18,000	212,364	0.6
6 商工費	305,838	609,504	915,342	2.7
7 土木費	2,464,362		2,464,362	7.3
8 消防費	899,917		899,917	2.7
9 教育費	4,378,404		4,378,404	12.9
10 公債費	2,201,124		2,201,124	6.5
11 諸支出金	2,134,865		2,134,865	6.3
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	33,072,443	808,164	33,880,607	100.0



報告第2号

## 専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本優真

### 1 令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）

#### 専決理由

大阪府知事選挙及び衆議院議員総選挙に係る経費について、緊急に予算措置する必要性が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第1号

## 令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,941,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月16日専決

泉南市長 山本優真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		2,720,901	60,637	2,781,538
	3 委託金	165,769	60,637	226,406
歳入合計		33,880,607	60,637	33,941,244

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,833,129	60,637	3,893,766
	4 選挙費	62,803	60,637	123,440
歳 出	合 計	33,880,607	60,637	33,941,244

令和7年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）事項別明細書



歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
16							
府支出金		2,720,901	60,637	2,781,538			
(3)							
委託金		165,769	60,637	226,406			
	1)				5.		
	総務費委託金	159,387	60,637	220,024	選挙費委託金	60,637	大阪府知事選挙委託金 28,560 衆議院議員総選挙委託金 32,077
歳 入 合 計		33,880,607	60,637	33,941,244			

款 16 府支出金 項 3 委託金

歳 出

款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	3,833,129	60,637	3,893,766	60,637		
				府支出金		
				60,637		
(4) 選挙費	62,803	60,637	123,440	60,637		
				府支出金		
				60,637		
1) 選挙管理委員会費	27,947	986	28,933	986		
				府支出金		
				986		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	986	
[ 1 ] 人件費事業	25,828	986	26,814	986		秘書人事課
				府支出金		
				986		
				[ 選挙費委託金		
				986 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	986	会計年度任用職員報酬
3) 大阪府知事選挙費	0	28,067	28,067	28,067		
				府支出金		
				28,067		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,421	
				3. 職員手当等	8,858	
				7. 報償費	116	
				8. 旅費	14	
				10. 需用費	869	
				11. 役務費	3,671	
				12. 委託料	10,927	
				13. 使用料及び賃借料	1,484	

				15. 原材料費	55		
				17. 備品購入費	652		
[ 1 ] 大阪府知事選挙 執行事業	0	28,067	28,067	28,067			選挙管理委員会事務局
				府支出金			
				28,067			
				[ 選挙費委託金			
				28,067 ]			
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	1,421	開票管理者報酬	13
						投票管理者報酬	348
						投票立会人報酬	596
						期日前投票所の投票立会人報酬	349
						開票立会人報酬	115
				3. 職員手当等	8,858	超勤手当	7,976
						管理職員特別勤務手当	882
				7. 報償費	116	ポスター掲示場設置箇所謝礼	
				8. 旅費	14	費用弁償	2
						普通旅費	12
				10. 需用費	869	消耗品費	556
						燃料費	37
						食糧費	111
						印刷製本費	165
				11. 役務費	3,671	郵便料	2,866
						電話料	42
						速報電話架設料	127
						器具点検料	580
						保険料	56
				12. 委託料	10,927	電算委託料	616
						選挙公報配布委託料	1,072
						ポスター掲示場設置及び撤去費	6,237
						人材派遣委託料	3,002
				13. 使用料及び賃借料	1,484	機械・器具借上料	734
						投票所借上料	107
						会場借上料	305
						車両借上料	328

款 2 総務費 項 4 選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						駐車通行料 10
				15. 原材料費	55	資材費
				17. 備品購入費	652	機械器具費
4) 衆議院議員総選挙費	0	31,584	31,584	31,584		
				府支出金	31,584	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,462	
				3. 職員手当等	11,805	
				7. 報償費	165	
				8. 旅費	14	
				10. 需用費	1,081	
				11. 役務費	5,182	
				12. 委託料	9,139	
				13. 使用料及び賃借料	1,881	
				15. 原材料費	55	
				17. 備品購入費	800	
[ 1 ] 衆議院議員総選挙執行事業	0	31,584	31,584	31,584		選挙管理委員会事務局
				府支出金	31,584	
				[ 選挙費委託金	31,584 ]	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	1,462	開票管理者報酬 13 投票管理者報酬 348 投票立会人報酬 596 期日前投票所の投票立会人報酬 240 開票立会人報酬 265
				3. 職員手当等	11,805	超勤手当 10,545 管理職員特別勤務手当 1,260

				7. 報償費	165	ポスター掲示場設置箇所謝礼	
				8. 旅費	14	費用弁償	2
						普通旅費	12
				10. 需用費	1,081	消耗品費	770
						燃料費	52
						食糧費	160
						印刷製本費	99
				11. 役務費	5,182	郵便料	4,073
						電話料	60
						速報電話架設料	182
						器具点検料	829
						保険料	38
				12. 委託料	9,139	電算委託料	880
						警備委託料	99
						選挙公報配布委託料	1,179
						ポスター掲示場設置及び撤去費	4,063
						人材派遣委託料	2,918
				13. 使用料及び賃借料	1,881	機械・器具借上料	999
						投票所借上料	152
						会場借上料	290
						車両借上料	426
						駐車通行料	14
				15. 原材料費	55	資材費	
				17. 備品購入費	800	機械器具費	
歳出合計	33,880,607	60,637	33,941,244				
				府支出金			
				60,637			

款 2 総務費 項 4 選挙費

## 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

区 分	職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
		報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計				
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,725	千円 10,555	千円 2,373	千円 668	千円 37,321	千円 7,221	千円 44,542	その他の手当 通勤手当 368千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	21,984	141,764	
	その他の 特別職	1,192	91,629	0	0	0	0	91,629	0	91,629	
	計	1,210	173,701	23,725	48,263	2,373	668	248,730	29,205	277,935	
補正前	長 等	3	0	23,725	10,555	2,373	668	37,321	7,221	44,542	その他の手当 通勤手当 368千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	21,984	141,764	
	その他の 特別職	1,147	88,746	0	0	0	0	88,746	0	88,746	
	計	1,165	170,818	23,725	48,263	2,373	668	245,847	29,205	275,052	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	45	2,883	0	0	0	0	2,883	0	2,883	
	計	45	2,883	0	0	0	0	2,883	0	2,883	

2. 一般職

(1) 総括 (会計年度任用職員を含む)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 390 (468)	千円 489,189	千円 1,964,690	千円 1,495,860	千円 3,949,739	千円 748,270	千円 4,698,009	
補正前	390 (458)	488,203	1,964,690	1,475,197	3,928,090	748,270	4,676,360	
比 較	0 (10)	986	0	20,663	21,649	0	21,649	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	38,155	208,021	54,063	21,109	130,848	3,462	41,485	4,893
	補正前	38,155	208,021	54,063	21,109	112,327	1,320	41,485	4,893
比 較	0	0	0	0	18,521	2,142	0	0	
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
		千円	千円	千円	千円				
補正後	23,110	544,550	426,164	0					
補正前	23,110	544,550	426,164	0					
比 較	0	0	0	0					

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 390 (175)	千円 0	千円 1,964,690	千円 1,375,272	千円 3,339,962	千円 664,687	千円 4,004,649	
補正前	390 (175)	0	1,964,690	1,354,609	3,319,299	664,687	3,983,986	
比 較	0 (0)	0	0	20,663	20,663	0	20,663	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	38,155	208,021	54,063	21,109	130,848	3,462	41,485	4,893
	補正前	38,155	208,021	54,063	21,109	112,327	1,320	41,485	4,893
	比 較	0	0	0	0	18,521	2,142	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 23,110	千円 479,068	千円 371,058	千円 0				
	補正前	23,110	479,068	371,058	0				
	比 較	0	0	0	0				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	0 (293)	489,189	0	120,588	609,777	83,583	693,360	(職員手当等の内訳) 期末手当 65,482千円 勤勉手当 55,106千円
補正前	0 (283)	488,203	0	120,588	608,791	83,583	692,374	
比 較	0 (10)	986	0	0	986	0	986	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

## (2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		
職員手当等	20,663	その他の増減分	20,663	大阪府知事選挙執行事業及び衆議院議員総選挙執行事業に伴う増加	超過勤務手当 18,521 千円 管理職員特別勤務手当 2,142 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,138,036		9,138,036	26.9
2 地方譲与税	171,900		171,900	0.5
3 利子割交付金	10,900		10,900	—
4 配当割交付金	54,100		54,100	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	73,600		73,600	0.2
6 法人事業税交付金	189,900		189,900	0.6
7 地方消費税交付金	1,450,500		1,450,500	4.3
8 ゴルフ場利用税交付金	36,200		36,200	0.1
9 環境性能割交付金	37,300		37,300	0.1
10 地方特例交付金	39,852		39,852	0.1
11 地方交付税	4,551,933		4,551,933	13.4
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	61,029		61,029	0.2
14 使用料及び手数料	337,609		337,609	1.0
15 国庫支出金	7,430,121		7,430,121	21.9
16 府支出金	2,720,901	60,637	2,781,538	8.2
17 財産収入	37,800		37,800	0.1
18 寄附金	1,513,868		1,513,868	4.4
19 繰入金	3,039,258		3,039,258	9.0
20 諸収入	324,531		324,531	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,342,900		2,342,900	6.9
22 繰越金	310,369		310,369	0.9
歳入合計	33,880,607	60,637	33,941,244	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	218,235		218,235	0.6
2 総務費	3,833,129	60,637	3,893,766	11.4
3 民生費	14,486,230		14,486,230	42.7
4 衛生費	2,116,635		2,116,635	6.2
5 農林水産業費	212,364		212,364	0.6
6 商工費	915,342		915,342	2.7
7 土木費	2,464,362		2,464,362	7.3
8 消防費	899,917		899,917	2.7
9 教育費	4,378,404		4,378,404	12.9
10 公債費	2,201,124		2,201,124	6.5
11 諸支出金	2,134,865		2,134,865	6.3
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	33,880,607	60,637	33,941,244	100.0



議案第1号

泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を泉南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本 優 真

住 所	泉南市外
氏 名	塩路 知由季（しおじ ちゆき）
生年月日	○年○月○日
職 業	行政書士

提案理由

泉南市固定資産評価審査委員会委員津木雅規氏が、令和8年3月31日をもって辞任することに伴い、後任として塩路知由季氏を最適任者と認め新たに選任したいので、提案するものである。

## 議案第1号参考

## 塩路 知由季 氏 経歴

平成12年 3月 ビジュアルアート専門学校大阪卒業  
同 12年11月 株式会社日放入社  
同 17年 8月 HMVジャパン株式会社入社  
同 22年 8月 アワサ工業入社  
同 25年11月 岬町臨時的任用職員 勤務  
令和 5年 1月 行政書士試験合格  
同 5年 3月 岬町会計年度任用職員 退職  
同 5年 6月 大阪府行政書士会登録、しおじ行政書士事務所開業（現在に至る）

議案第 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山本 優真

1 認定路線

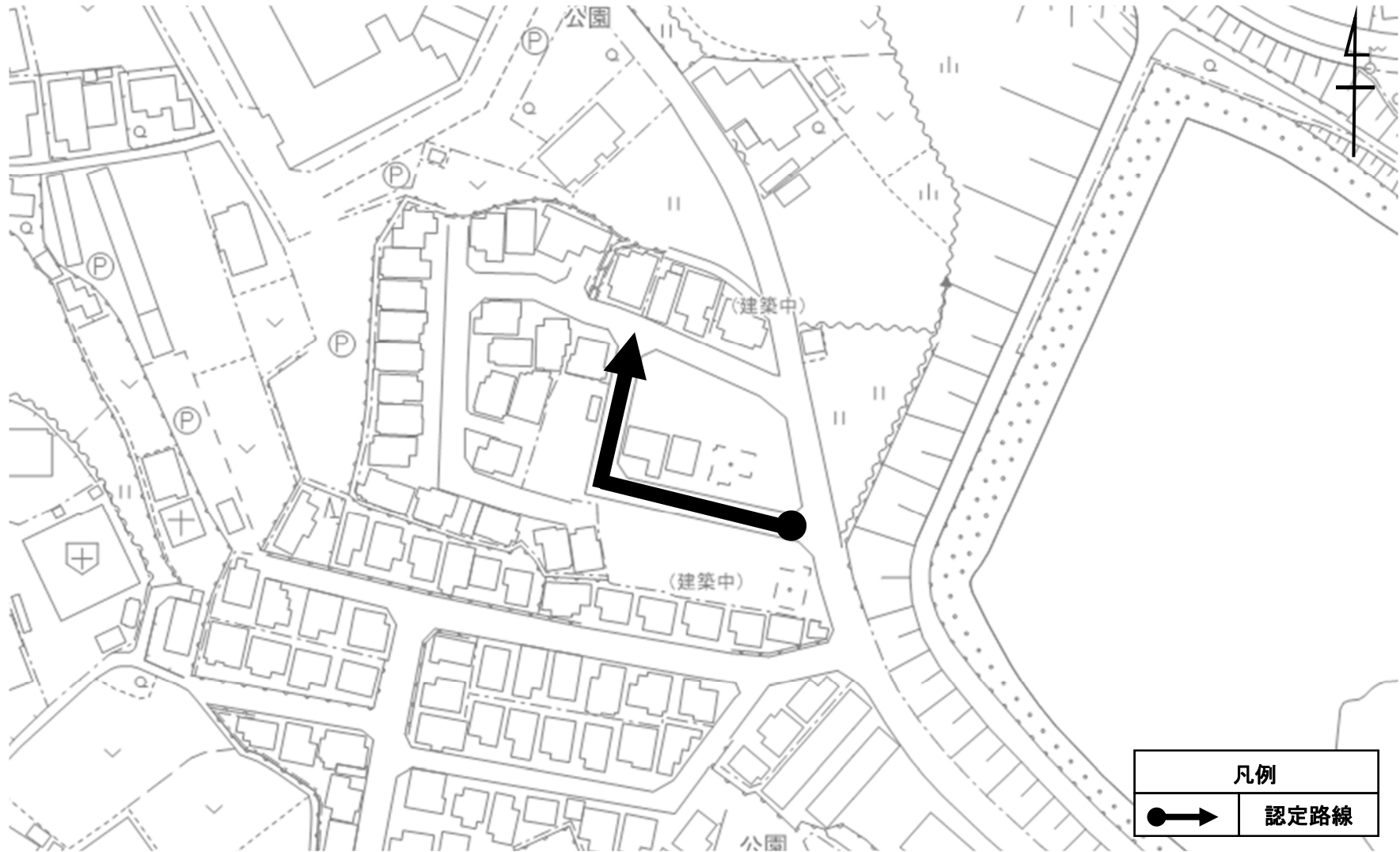
路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重 要 な 経 過 地
	終 点			
新家駅南住宅内 2 号線	新家 2 8 8 7 - 1 3 番地先	6 . 0 m	8 7 . 2 m	
	新家 2 8 8 8 - 2 2 番地先			
市場 2 号線	信達市場 2 0 2 8 - 2 番地先	6 . 0 m	5 5 . 0 m	
	信達牧野 1 3 4 4 - 6 番地先			

### 認定路線位置図



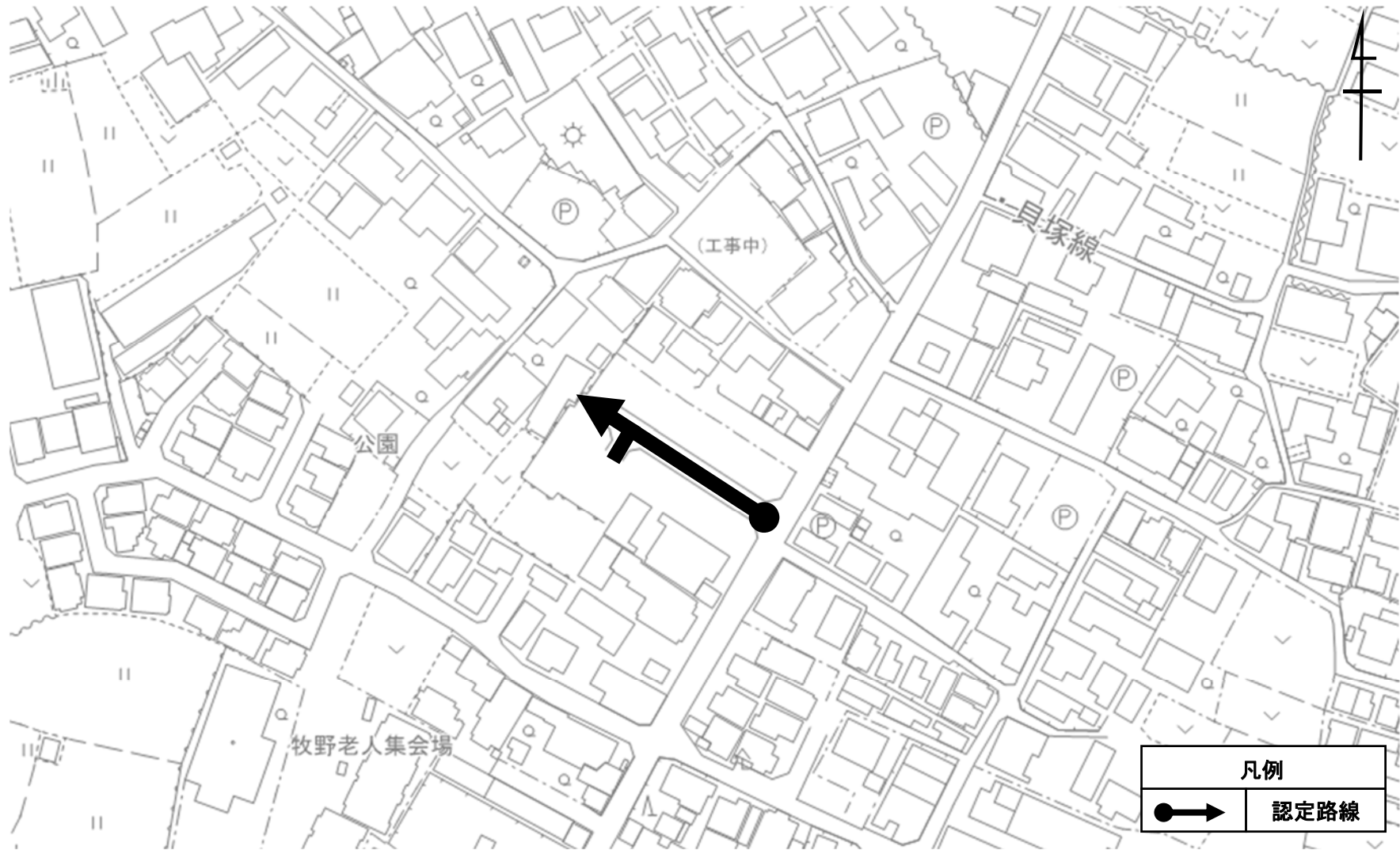
566 新家駅南住宅内 2号線

認定路線図



567 市場 2 号線

認定路線図



議案第3号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本優真

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約の金額	9,460,000円を上限とする額
費用の支払方法	契約期間終了後、一括払い
契約の相手方	住所 泉南市外 氏名 谷口 昌央（たにぐち まさお） 資格 公認会計士



議案第4号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本優真

- 1 管理を行わせる公の施設  
泉南市総合交流拠点施設
- 2 指定管理者となる団体  
大阪府泉南市りんくう南浜2番地の5  
株式会社 輝光  
代表取締役 片木 洋平
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 議案第4号参考

## 株式会社輝光の概要

設立年月日	平成19年11月14日
団体の目的	泉南市の有する地域資源を活用し、産業の振興及び地域活性化を図ることを目的とする。
事業の概要	泉南市の有する農産品や特産品の地域資源を活用した宣伝販売事業及び研究開発事業
資本金	1,700万円

議案第 5 号

## 泉南市手話言語条例の制定について

泉南市手話言語条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 7 8 号）が施行されたことを踏まえ、本市においても、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての市民が共に認め合いながら共生する地域社会を実現するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市手話言語条例

手話は、手指・体の動き・視線・表情・指さしを使って視覚的に表現する言語であり、音声言語の日本語とは文法的に異なる独自の言語として、ろう者等の中で生まれ、大切に育み受け継がれている。

かつては、手話を自由に使用することが困難な社会環境にあり、また、ろう学校においても正式な教育課程として手話を学ぶ機会が十分に保障されていなかった。そのため、ろう者等は、必要な情報やコミュニケーションの確保に多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は音声言語と対等の「言語」として位置づけられた。また、手話に関する施策の推進に関する法律においては、地方公共団体に対して手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施することが求められている。これは、手話がろう者等にとって重要な意思疎通の手段であることを示すものである。

泉南市は、「手話は言語である」との認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、地域で支え合いながら手話を使って自分らしく安心していきいきと暮らせるまちを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、もって全ての市民が共に認め合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者等」とは、手話を主な意思疎通の手段として用いる聴覚に障害のある者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者等が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加を実現し、全ての市民が共に認め合いながら、共生することのできる地域社会の実現を目指すものとする。

2 手話は言語であると認識し、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、かつ、ろう者等が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを基本として、その権利が尊重されるものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備することにより、ろう者等が自立した日常生活を送り、かつ、地域社会に参加する機会が確保できるよう、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会の拡大を図るための施策

(3) 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材の確保、養成、研修の機会の確保、その他手話による意思疎通を支援するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の施策の推進に係る方針を定め、ろう者等、手話通訳者その他市の手話施策に関わる者の意見を聴き、必要に応じて見直しを行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者（市内で事業活動を行う者をいう。）は、基本理念に対する理解を深め、ろう者等が利用しやすいサービス

を提供するとともに、ろう者等に必要な環境を整備するために合理的な配慮の提供に努めるものとする。

(教育等の場における理解の促進)

第7条 市は、教育・保育の場において、ろう者等と出会う機会を支援し、手話に親しみ、手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

## 泉南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

泉南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）が制定され、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支

援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

- 第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

- 第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

- 第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額を

いう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をい

う。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録

等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 7 号

## 泉南市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の書面掲示規制の見直しを行うほか、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市行政手続条例の一部を改正する条例

泉南市行政手続条例（平成12年泉南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第3条第5号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剝奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて

人」を「名宛人」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉南市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。



議案第 8 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた泉南市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項に

において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。



議案第 9 号

市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）の一部改正に伴い、市営住宅管理条例において引用する同法の規定が削られたことにより、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 市営住宅管理条例の一部を改正する条例

市営住宅管理条例（平成9年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。）第117条」を削る。

第4条第4項中「及びマンション建替え法第118条第1項第2号イ」を削り、同条第5項中「及びマンション建替え法第118条第1項第2号ロ」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども家庭庁関係内閣府令の一部改正に伴い、本市が定める特定教育・保  
育施設等の基準条例について、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合に

において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士（）」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

（泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士（）」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「保育士（）」の次に「大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

## 泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

泉南市立なるにっこ認定こども園の利用実態に即した定員の見直し及び乳児等通園支援事業の実施に伴い、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例

泉南市立認定こども園条例（平成27年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「210名」を「190名」に改め、同項第1号中「60名」を「30名」に改め、同項第2号中「80名」を「110名」に改め、同項第3号中「70名」を「50名」に改める。

第5条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 乳児等通園支援（泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第30号）第3条に規定する乳児等通園支援をいう。）の提供を受ける子どもの保護者は、1時間当たり300円を限度として乳児等通園支援利用料を負担しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

## 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

泉南市長 山 本 優 真

### 提案理由

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部改正により、第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料率の算定に関する規定について、所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する

特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。) 」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第2条

第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日にお

いて当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得

た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

## 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本 優真

### 提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、令和8年4月から子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収を行うため、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例（令和元年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第13条第2項を削る。

第14条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。））」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子

育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第17条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第23条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第26条第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第32条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第35条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第36条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第36条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第40条、第42条、第43条及び第43条の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第43条の2に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付

金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第36条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第36条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第36条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第36条の6 第36条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第39条第1項中「、第24条」を「若しくは第24条」に改め、「第33条」の次に「若しくは第36条の3」を加え、「、第42条第1項(同条第3項)」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第42条第1項(同条第3項又は第4項)」に改め、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第42条第4項第1号(同条第6項)」を「同条第5項(同条第7項又は第8項)」に、「第43条第1項各号(同条第3項又は第4項)」を「第43条第1項各号(同条第3項から第5項まで)」に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める額」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に定める額若しくは第43条の2第1項に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは第24条の額若しくは第33条の額」を「、第24条、第33条若しくは第36条の3の額」に改め、「第40条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第42条第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第43条の2第1項に定める額」に改める。

第40条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第36条の

3 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超える場合には、その額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦

課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第36条の5第2項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第36条の5第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当

り軽減額」と読み替えるものとする。

第41条中「及び前条第1項」を「、第25条、第34条及び第36条の4並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第42条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「等賦課額」との次に「、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と、第2項中「第17条第3項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。

第42条に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と、第6項中「第17条第3項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。

第43条第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「（第5項）を」（第6項）に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「、第6項中」を「、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項中」を「第6項中」に改め、「する額」と、」の次に「「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。

第43条に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第5項各号」と、第7項中「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。

第43条の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第43条の2 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第36条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第40条第5項、第42条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第36条の5第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第36条の5第2項の

規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第44条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定による改正後の条例第36条の6の規定は、令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度分の保険料については、第36条の6中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。

議案第14号

令和7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ619,043千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,322,201千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		4,551,933	382,667	4,934,600
	1 地方交付税	4,551,933	382,667	4,934,600
15 国庫支出金		7,430,121	△ 67,770	7,362,351
	1 国庫負担金	5,127,098	△ 31,905	5,095,193
	2 国庫補助金	2,281,375	△ 35,865	2,245,510
16 府支出金		2,781,538	76,132	2,857,670
	1 府負担金	1,814,386	△ 4,491	1,809,895
	2 府補助金	740,746	86,606	827,352
	3 委託金	226,406	△ 5,983	220,423
17 財産収入		37,800	7,959	45,759
	1 財産運用収入	33,700	7,280	40,980
	2 財産売払収入	4,100	679	4,779
18 寄附金		1,513,868	4,035	1,517,903
	1 寄附金	1,513,868	4,035	1,517,903
19 繰入金		3,039,258	△ 534,983	2,504,275
	1 基金繰入金	3,032,179	△ 534,983	2,497,196
20 諸収入		324,531	△ 1,383	323,148
	3 雑入	317,515	△ 1,383	316,132
21 市債		2,342,900	△ 485,700	1,857,200
	1 市債	2,342,900	△ 485,700	1,857,200

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	33,941,244	△ 619,043	33,322,201

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		218,235	△ 800	217,435
	1 議会費	218,235	△ 800	217,435
2 総務費		3,893,766	38,796	3,932,562
	1 総務管理費	3,141,260	48,257	3,189,517
	2 徴税費	359,089	△ 807	358,282
	3 戸籍住民基本台帳費	207,297	△ 1,043	206,254
	4 選挙費	123,440	△ 7,611	115,829
3 民生費		14,486,230	△ 85,810	14,400,420
	1 社会福祉費	5,521,638	16,653	5,538,291
	2 児童福祉費	4,857,704	△ 102,793	4,754,911
	3 生活保護費	2,075,881	330	2,076,211
	4 国民健康保険費	956,405	0	956,405
4 衛生費		2,116,635	△ 37,526	2,079,109
	1 保健衛生費	750,832	0	750,832
	2 清掃費	1,258,728	△ 37,526	1,221,202
5 農林水産業費		212,364	△ 8,919	203,445
	1 農業費	195,340	△ 8,919	186,421
6 商工費		915,342	65,834	981,176
	1 商工費	915,342	65,834	981,176
7 土木費		2,464,362	△ 188,718	2,275,644
	2 道路橋梁費	350,923	△ 16,155	334,768

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	1,560,727	△ 123,474	1,437,253
	5 住宅費	389,030	△ 49,089	339,941
8 消防費		899,917	38,442	938,359
	1 消防費	899,917	38,442	938,359
9 教育費		4,378,404	△ 506,517	3,871,887
	1 教育総務費	1,677,213	△ 298,043	1,379,170
	2 小学校費	1,138,998	△ 149,472	989,526
	3 中学校費	526,258	△ 33,602	492,656
	4 幼稚園費	353,648	△ 22,000	331,648
	5 社会教育費	560,966	△ 3,400	557,566
11 諸支出金		2,134,865	66,175	2,201,040
	2 公共施設整備基金費	4,243	1,472	5,715
	3 公債費管理基金費	1,161	56,446	57,607
	4 ふるさと泉南水なす基金費	1,500,840	3,301	1,504,141
	6 地域福祉基金費	701	4,344	5,045
	7 緑化基金費	350	612	962
歳 出	合 計	33,941,244	△ 619,043	33,322,201

## 第2表 継続費補正

## 1 変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 教育費	1 教育総務費	(仮称)西信達義務教育学校等整備事業	千円 7,989,000	令和6年度	千円 0	千円 7,040,952	令和6年度	千円 0
				令和7年度	388,360		令和7年度	126,789
				令和8年度	1,934,240		令和8年度	1,725,178
				令和9年度	3,149,987		令和9年度	2,776,181
				令和10年度	1,010,925		令和10年度	890,960
				令和11年度	1,505,488		令和11年度	1,521,844

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	ファシリティマネジメント推進事業	10,538千円
総務費	総務管理費	防災情報伝達推進事業	274,917千円
総務費	総務管理費	産×官×学共創による成長戦略「Sennan L. I. P」ブランド創造事業	14,745千円
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民登録事務事業	200千円
総務費	戸籍住民基本台帳費	戸籍事務事業	8,360千円
民生費	児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,790千円
商工費	商工費	商工業振興事業	14,500千円
商工費	商工費	産×官×学共創による成長戦略「Sennan L. I. P」ブランド創造事業	8,230千円

商 工 費	商 工 費	誘客連携による地域活性化事業	45,060千円
土 木 費	都 市 計 画 費	都市計画関連業務事業	2,096千円
土 木 費	都 市 計 画 費	砂川樫井線新設事業	360,020千円
教 育 費	小 学 校 費	施設保全整備事業	71,000千円
教 育 費	中 学 校 費	施設保全整備事業	31,000千円

第4表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
共同浴場整備事業	千円 76,900	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 73,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路整備事業	238,900	〃	〃	〃	163,700	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	198,600	〃	〃	〃	142,200	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	872,400	〃	〃	〃	530,400	〃	〃	〃
旧小学校整備事業	115,300	〃	〃	〃	107,000	〃	〃	〃



令和7年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）事項別明細書



歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	4,551,933	382,667	4,934,600			
(1)	地方交付税	4,551,933	382,667	4,934,600			
	1) 地方交付税	4,551,933	382,667	4,934,600	1. 地方交付税	382,667	普通交付税
15	国庫支出金	7,430,121	△67,770	7,362,351			
(1)	国庫負担金	5,127,098	△31,905	5,095,193			
	1) 民生費国庫負担金	5,125,620	△31,905	5,093,715	1. 社会福祉費負担金	6,854	生活困窮者自立支援負担金 △1,146 障害児施設給付費等負担金 8,000
					2. 児童福祉費負担金	△39,073	母子生活支援施設入所措置費負担金 △2,000 児童手当負担金 △56,546 児童扶養手当負担金 △5,666 施設型給付費負担金 25,139
					4. 国民健康保険費負担金	314	保険基盤安定負担金
(2)	国庫補助金	2,281,375	△35,865	2,245,510			
	1) 総務費国庫補助金	956,751	34,974	991,725	1. 総務管理費補助金	34,017	地域未来交付金
					2. 戸籍住民基本台帳費補助金	957	マイナンバーカード交付事務費補助金 △3,770 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,727
	2) 民生費国庫補助金	650,541	858	651,399	1. 社会福祉費補助金	858	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
	3) 衛生費国庫補助金	79,186	376	79,562	1. 保健衛生費補助金	376	医療施設運営費等補助金
	4) 土木費国庫補助金	525,751	△76,855	448,896	1. 道路橋梁費補助金	△14,360	社会資本整備総合交付金(道路課) △4,688 道路メンテナンス事業補助金 △9,672
					2. 都市計画費補助金	△66,223	社会資本整備総合交付金(道路課) △63,800 社会資本整備総合交付金(住宅公園課) △1,050

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

## 款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
							地域公共交通確保維持改善事業費補助金 △807 集約都市形成支援事業費補助金 △566
					3. 住宅費補助金	3,728	社会資本整備総合交付金（住宅公園課）
	5) 教育費国庫補助金	69,146	4,782	73,928	1. 小学校費補助金	205	学校施設環境改善交付金
					2. 中学校費補助金	4,577	学校施設環境改善交付金
16 府支出金		2,781,538	76,132	2,857,670			
(1) 府負担金		1,814,386	△4,491	1,809,895			
	1) 民生費府負担金	1,814,386	△4,491	1,809,895	1. 社会福祉費負担金	△3,192	後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △7,192 障害児施設給付費等負担金 4,000
					2. 児童福祉費負担金	△1,299	母子生活支援施設入所措置費負担金 △1,000 児童手当負担金 △7,013 施設型給付費負担金 6,714
(2) 府補助金		740,746	86,606	827,352			
	1) 総務費府補助金	18,594	648	19,242	1. 総務管理費補助金	648	総合相談事業交付金
	2) 民生費府補助金	321,021	△11,300	309,721	2. 児童福祉費補助金	△11,300	乳幼児医療費補助金 △9,000 ひとり親家庭医療費補助金 △2,300
	4) 農林水産業費府補助金	33,237	△8,919	24,318	1. 農業費補助金	△8,919	耐震対策農業水利施設整備事業補助金 △2,919 新規就農者確保事業補助金 △6,000
	6) 土木費府補助金	114,086	106,177	220,263	3. 都市計画費補助金	106,177	震災対策推進事業補助金 △325 砂川樫井線新設事業補助金 106,502
(3) 委託金		226,406	△5,983	220,423			
	1) 総務費委託金	220,024	△5,983	214,041	5. 選挙費委託金	△5,983	参議院議員通常選挙委託金

17	財産収入		37,800	7,959	45,759			
(1)	財産運用収入		33,700	7,280	40,980			
	2) 利子及び配当金		2,378	7,280	9,658	1. 利子及び配当金	7,280	公共施設整備基金利子収入 793 地域福祉基金利子収入 309 緑化基金利子収入 612 公債費管理基金利子収入 2,265 ふるさと泉南水なす基金利子収入 3,301
(2)	財産売払収入		4,100	679	4,779			
	2) 不動産売払収入		3,600	679	4,279	1. 土地建物売払収入	679	土地売払収入(道路課)
18	寄附金		1,513,868	4,035	1,517,903			
(1)	寄附金		1,513,868	4,035	1,517,903			
	2) 民生費寄附金		63	4,035	4,098	2. 社会福祉費寄附金	4,035	聴覚障害者福祉推進寄附金
19	繰入金		3,039,258	△534,983	2,504,275			
(1)	基金繰入金		3,032,179	△534,983	2,497,196			
	1) 公共施設整備基金繰入金		214,600	△15,000	199,600	1. 公共施設整備基金繰入金	△15,000	公共施設整備基金繰入金
	2) 公債費管理基金繰入金		958,200	△205,563	752,637	1. 公債費管理基金繰入金	△205,563	公債費管理基金繰入金
	3) ふるさと泉南水なす基金繰入金		1,559,986	△37,647	1,522,339	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	△37,647	ふるさと泉南水なす基金繰入金
	8) 財政調整基金繰入金		276,773	△276,773	0	1. 財政調整基金繰入金	△276,773	財政調整基金繰入金

款 19 繰入金 項 1 基金繰入金

## 款 20 諸収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
20	諸収入	324,531	△1,383	323,148				
(3)	雑入	317,515	△1,383	316,132				
	2) 雑入	311,927	△1,383	310,544	3. 徴収金収入	△1,383	J E T住宅家賃	
21	市債	2,342,900	△485,700	1,857,200				
(1)	市債	2,342,900	△485,700	1,857,200				
	1) 総務債	519,000	△3,800	515,200	1. 総務管理債	△3,800	共同浴場整備事業債	
	5) 土木債	466,700	△131,600	335,100	1. 道路橋梁債	△4,700	道路整備事業債	
					3. 都市計画債	△70,500	道路整備事業債	
					4. 住宅債	△56,400	住宅整備事業債	
	7) 教育債	1,091,400	△350,300	741,100	1. 教育総務債	△243,700	学校教育施設等整備事業債	
					2. 小学校債	△97,300	学校教育施設等整備事業債 旧小学校整備事業債	△89,000 △8,300
					3. 中学校債	△9,300	学校教育施設等整備事業債	
歳 入 合 計		33,941,244	△619,043	33,322,201				

# 歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	218,235	△800	217,435		△800	
(1) 議会費	218,235	△800	217,435		△800	
1) 議会費	218,235	△800	217,435		△800	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△800	
[ 2] 議会運営事業	12,387	△800	11,587		△800	議会事務局
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△800	議会会議録関係業務委託料
2 総務費	3,893,766	38,796	3,932,562	△12,497	51,293	
				国庫支出金		
				8,329		
				府支出金		
				△5,335		
				地方債		
				△3,800		
				繰入金		
				△11,691		
(1) 総務管理費	3,141,260	48,257	3,189,517	△7,471	55,728	
				国庫支出金		
				7,372		
				府支出金		
				648		
				地方債		
				△3,800		
				繰入金		
				△11,691		
1) 一般管理費	216,827	△1,488	215,339		△1,488	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,488	
[ 4] 庁舎管理事業	86,364	△1,488	84,876		△1,488	総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,488	警備委託料
2) 人事管理費	287,264	114,314	401,578		114,314	

款 2 総務費 項 1 総務管理費

## 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	132,314	
				4. 共済費	△18,000	
[ 1 ] 人件費事業	263,164	114,314	377,478		114,314	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	132,314	退職手当
				4. 共済費	△18,000	厚生年金保険料 (会計年度任用職員) △8,000 共済組合納付金 (短期 会計年度任用職員) △10,000
4) 行政管理費	8,467	1,073	9,540		1,073	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	1,073	
[ 1 ] 行政事務事業	8,467	1,073	9,540		1,073	総務課
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	1,073	弁護士報酬
8) 財産管理費	105,739	△2,662	103,077		△2,662	
				繰入金		
					△2,662	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,662	
[ 4 ] ファシリティマネジメント推進事業	13,559	△2,662	10,897		△2,662	公共施設再編課
				繰入金		
					△2,662	
				[ ふるさと泉南水なす基金繰入金		
					△2,662 ]	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,662	岡田浦駅周辺地区再編基本計画策定業務委託料
9) 企画費	1,456,351	5,716	1,462,067		△1,657	
				国庫支出金		
					7,372	

				繰入金 △9,029		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	60	
				8. 旅費	241	
				10. 需用費	102	
				11. 役務費	40	
				12. 委託料	7,797	
				13. 使用料及び賃借料	43	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△2,567	
[17] 万博推進事業	22,238	△7,567	14,671	△7,567		連携戦略課
				繰入金 △7,567 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △7,567 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△7,567	大阪の子どもたちの万博会場への招待事業負担金
[20] 地域公共交通計 画策定事業	6,223	△1,462	4,761	△1,462		都市政策課
				繰入金 △1,462 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △1,462 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,462	地域公共交通計画策定業務委託料
[25] 産×官×学共創 による成長戦略 「Sennan L. I. P」 ブランド創造事 業	15,775	14,745	30,520	7,372	7,373	連携戦略課

款 2 総務費 項 1 総務管理費

## 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 7,372 [ 総務管理費補助金 7,372 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	60	プロポーザル選定委員会委員報酬 15 民間提案制度審査委員会委員報酬 45
				8. 旅費	241	費用弁償 30 普通旅費 211
				10. 需用費	102	消耗品費
				11. 役務費	40	郵便料
				12. 委託料	9,259	公民連携プラットフォーム活用運營業務委託料 6,759 課題解決実証実験実施業務委託料 2,500
				13. 使用料及び賃借料	43	会場借上料
				18. 負担金、補助及び 交付金	5,000	課題解決実証実験業務補助金
10) 情報管理費	472,035	△54,776	417,259		△54,776	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△5,412	
				13. 使用料及び賃借料	△6,659	
				17. 備品購入費	△42,705	
[ 3 ] 住民情報記録システム事業	258,677	△8,176	250,501		△8,176	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△5,412	電算委託料
				13. 使用料及び賃借料	△2,764	電算機器借上料
[ 4 ] 行政LAN事業	149,821	△46,600	103,221		△46,600	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				13. 使用料及び賃借料	△3,895	ソフトウェア使用料
				17. 備品購入費	△42,705	機械器具費
12) 人権推進費	72,493	△1,000	71,493	648	△1,648	

				府支出金 648		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,000	
[ 1 ] 人件費事業	47,130	△1,000	46,130		△1,000	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,000	一般職
[ 9 ] 総合相談事業	11,388	0	11,388	648	△648	人権推進課
				府支出金 648 [ 総務管理費補助金 648 ]		
14) 市立共同浴場運営費	92,430	△12,920	79,510	△3,800	△9,120	
				地方債 △3,800		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△12,920	
[ 1 ] 共同浴場除却事業	92,430	△12,920	79,510	△3,800	△9,120	人権推進課
				地方債 △3,800 [ 総務管理債 △3,800 ]		
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△12,920	
( 2 ) 徴税費	359,089	△807	358,282		△807	
1) 賦課費	237,402	△807	236,595		△807	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△807	
[ 2 ] 市税賦課事務事業	97,358	△807	96,551		△807	税務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△807	測量・調査等委託料 空港島課税に伴う標準地比準割合調査業務委託料
						△763 △44

款 2 総務費 項 2 徴税費

## 款 2 総務費 項 3 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(3) 戸籍住民基本台帳費	207,297	△1,043	206,254	957	△2,000	
				国庫支出金 957		
1) 戸籍住民基本台帳費	207,297	△1,043	206,254	957	△2,000	
				国庫支出金 957		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	
				11. 役務費	△2,500	
				12. 委託料	4,727	
13. 使用料及び賃借料	△1,270					
[1] 人件費事業	141,774	△2,000	139,774		△2,000	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	一般職
[2] 住民登録事務事業	22,699	△3,570	19,129	△3,570		市民課
				国庫支出金 △3,570		
				[ 戸籍住民基本台帳 費補助金 △3,570 ]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△2,500	郵便料
				12. 委託料	200	電算システム改修委託料
				13. 使用料及び賃借料	△1,270	住民基本台帳ネットワークシステム借上料 マイナ・アシスト借上料
[3] 戸籍事務事業	19,462	4,527	23,989	4,527		市民課
				国庫支出金 4,527		

				[ 戸籍住民基本台帳 費補助金 4,527 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	4,527	人材派遣委託料 △1,183 戸籍システム改修業務委託料 7,708 戸籍振り仮名通知ハガキ印刷委託料 △1,998
( 4) 選挙費	123,440	△7,611	115,829	△5,983	△1,628	
				府支出金 △5,983		
1) 選挙管理委員会 費	28,933	△1,100	27,833		△1,100	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△1,100	
[ 1] 人件費事業	26,814	△1,100	25,714		△1,100	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△1,100	期末手当 △500 勤勉手当 △600
2) 参議院議員通常 選挙費	34,856	△6,511	28,345	△5,983	△528	
				府支出金 △5,983		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△80	
				3. 職員手当等	△1,710	
				7. 報償費	△57	
				8. 旅費	△5	
				10. 需用費	△204	
				11. 役務費	△184	
				12. 委託料	△2,572	
				13. 使用料及び賃借料	△478	
				15. 原材料費	△33	
				17. 備品購入費	△1,188	
[ 1] 参議院議員通常 選挙執行事業	34,856	△6,511	28,345	△5,983	△528	選挙管理委員会事務局

款 2 総務費 項 4 選挙費

## 款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 △5,983 [ 選挙費委託金 △5,983 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△80	開票立会人報酬
				3. 職員手当等	△1,710	超勤手当
				7. 報償費	△57	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	△5	費用弁償 △2 普通旅費 △3
				10. 需用費	△204	消耗品費 △200 食糧費 △4
				11. 役務費	△184	郵便料 △138 電話料 △23 機器点検料 △15 保険料 △8
				12. 委託料	△2,572	電算委託料 △1,428 警備委託料 △99 選挙公報配布委託料 △206 ポスター掲示場設置及び撤去費 △218 人材派遣委託料 △608 機器運搬設置業務委託料 △13
				13. 使用料及び賃借料	△478	機械・器具借上料 △197 投票所借上料 △3 会場借上料 △253 車両借上料 △7 駐車通行料 △18
				15. 原材料費	△33	資材費
				17. 備品購入費	△1,188	機械器具費
3 民生費	14,486,230	△85,810	14,400,420	△46,838	△38,972	
				国庫支出金 △31,047		

				府支出金 △15,791		
(1) 社会福祉費	5,521,638	16,653	5,538,291	3,662	12,991	
				国庫支出金 6,854		
				府支出金 △3,192		
1) 社会福祉総務費	441,194	△1,527	439,667	△1,146	△381	
				国庫支出金 △1,146		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,527	
[ 7] 自立相談支援事業	14,160	△1,527	12,633	△1,146	△381	生活福祉課
				国庫支出金 △1,146 [ 社会福祉費負担金 △1,146 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,527	自立相談支援事業委託料
8) 障害福祉費	3,482,223	16,000	3,498,223	12,000	4,000	
				国庫支出金 8,000		
				府支出金 4,000		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	16,000	
[10] 障害児通所給付事業	785,565	16,000	801,565	12,000	4,000	障害福祉課
				国庫支出金 8,000 [ 社会福祉費負担金 8,000 ]		
				府支出金 4,000		

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

## 款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[ 社会福祉費負担金 4,000 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	16,000	児童発達支援給付費
14) 後期高齢者医療 費	1,177,179	2,180	1,179,359	△7,192	9,372	
				府支出金 △7,192		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	11,770	
				27. 繰出金	△9,590	
[ 2 ] 後期高齢者医療 事業特別会計繰 出金事業	263,299	△9,590	253,709	△7,192	△2,398	保険年金課
				府支出金 △7,192		
				[ 社会福祉費負担金 △7,192 ]		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△9,590	後期高齢者医療事業特別会計繰出金
[ 3 ] 後期高齢者医療 負担金事業	890,198	11,770	901,968		11,770	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	11,770	後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 20,160 後期高齢者医療広域連合事務費負担金 △8,390
( 2 ) 児童福祉費	4,857,704	△102,793	4,754,911	△51,672	△51,121	
				国庫支出金 △39,073		
				府支出金 △12,599		
1) 児童福祉総務費	1,759,186	△77,000	1,682,186	△63,559	△13,441	

				国庫支出金 △56,546		
				府支出金 △7,013		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△77,000	
[ 2 ] 児童手当事業	1,512,343	△77,000	1,435,343	△63,559	△13,441	家庭支援課
				国庫支出金 △56,546 [ 児童福祉費負担金 △56,546 ]		
				府支出金 △7,013 [ 児童福祉費負担金 △7,013 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△77,000	児童手当費
2) 子ども医療助成費	203,197	△15,415	187,782	△9,000	△6,415	
				府支出金 △9,000		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△1,415	
				19. 扶助費	△14,000	
[ 1 ] 子ども医療助成事業	203,197	△15,415	187,782	△9,000	△6,415	家庭支援課
				府支出金 △9,000 [ 児童福祉費補助金 △9,000 ]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△1,415	診療報酬支払手数料
				19. 扶助費	△14,000	子ども医療助成費
3) 母子福祉費	293,854	△21,000	272,854	△8,666	△12,334	
				国庫支出金 △7,666		

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

## 款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 △1,000		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△21,000	
[ 1 ] 児童扶養手当事業	273,270	△17,000	256,270	△5,666	△11,334	家庭支援課
				国庫支出金 △5,666 [ 児童福祉費負担金 △5,666 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△17,000	児童扶養手当費
[ 3 ] 母子生活支援施設入所事業	4,800	△4,000	800	△3,000	△1,000	家庭支援課
				国庫支出金 △2,000 [ 児童福祉費負担金 △2,000 ]		
				府支出金 △1,000 [ 児童福祉費負担金 △1,000 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△4,000	母子生活支援施設入所扶助費
4) ひとり親家庭医療費	45,843	△4,600	41,243	△2,300	△2,300	
				府支出金 △2,300		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△4,600	
[ 1 ] ひとり親家庭医療助成事業	45,843	△4,600	41,243	△2,300	△2,300	家庭支援課

				府支出金 △2,300 [ 児童福祉費補助金 △2,300 ]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△4,600	ひとり親家庭医療助成費
6) 保育教育支援費	2,043,350	19,822	2,063,172	31,853	△12,031	
				国庫支出金 25,139		
				府支出金 6,714		
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	
				3. 職員手当等	△1,100	
				4. 共済費	△1,000	
				12. 委託料	7,500	
				18. 負担金、補助及び 交付金	16,422	
[ 1 ] 人件費事業	293,271	△4,100	289,171		△4,100	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	一般職
				3. 職員手当等	△1,100	勤勉手当 △300 期末手当（会計年度任用職員） △600 勤勉手当（会計年度任用職員） △200
				4. 共済費	△1,000	共済組合納付金
[ 3 ] 民間保育所等支 援事業	1,569,876	23,922	1,593,798	31,853	△7,931	保育子ども課
				国庫支出金 25,139 [ 児童福祉費負担金 25,139 ]		
				府支出金 6,714 [ 児童福祉費負担金 6,714 ]		

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

## 款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	7,500	民間保育所委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	16,422	施設型給付費負担金
7) 子ども総合支援 センター費	242,939	△3,900	239,039		△3,900	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	
				3. 職員手当等	△1,900	
[ 1 ] 人件費事業	209,195	△3,900	205,295		△3,900	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	一般職
				3. 職員手当等	△1,900	期末手当 △400 勤勉手当 △700 期末手当 (会計年度任用職員) △500 勤勉手当 (会計年度任用職員) △300
8) 地域子育て支援 センター事業費	137,391	△700	136,691		△700	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△700	
[ 1 ] 人件費事業	114,303	△700	113,603		△700	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△700	期末手当 (会計年度任用職員) △400 勤勉手当 (会計年度任用職員) △300
( 3 ) 生活保護費	2,075,881	330	2,076,211	858	△528	
				国庫支出金		
				858		
1) 生活保護費	2,075,881	330	2,076,211	858	△528	
				国庫支出金		
				858		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	330	

[ 1 ] 人件費事業	114,059	0	114,059	528	△528	秘書人事課
				国庫支出金 528 [ 社会福祉費補助金 528 ]		
[ 4 ] 生活保護適正実施推進事業	3,273	330	3,603	330		生活福祉課
				国庫支出金 330 [ 社会福祉費補助金 330 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	330	電算システム改修委託料
( 4 ) 国民健康保険費	956,405	0	956,405	314	△314	
				国庫支出金 314		
1) 国民健康保険費	956,405	0	956,405	314	△314	
				国庫支出金 314		
[ 1 ] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	956,405	0	956,405	314	△314	保険年金課
				国庫支出金 314 [ 国民健康保険費負担金 314 ]		
4 衛生費	2,116,635	△37,526	2,079,109	376	△37,902	
				国庫支出金 376		
( 1 ) 保健衛生費	750,832	0	750,832	376	△376	
				国庫支出金 376		
3) 母子衛生保健費	118,551	0	118,551	376	△376	
				国庫支出金 376		

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

## 款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[ 1 ] 母子健康増進事業	57,399	0	57,399	10	△10	保健推進課
				国庫支出金 10 [ 保健衛生費補助金 10 ]		
[ 2 ] 母子健康診査事業	61,152	0	61,152	366	△366	保健推進課
				国庫支出金 366 [ 保健衛生費補助金 366 ]		
( 2 ) 清掃費	1,258,728	△37,526	1,221,202		△37,526	
1) 塵芥処理費	891,385	△37,526	853,859		△37,526	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△37,526	
[ 4 ] 泉南清掃事務組合負担金事業	543,252	△37,526	505,726		△37,526	清掃課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△37,526	泉南清掃事務組合負担金
5 農林水産業費	212,364	△8,919	203,445	△8,919		
				府支出金 △8,919		
( 1 ) 農業費	195,340	△8,919	186,421	△8,919		
				府支出金 △8,919		
3) 農業振興費	35,195	△6,000	29,195	△6,000		
				府支出金 △6,000		

				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△6,000	
[ 1 ] 農業振興事業	32,441	△6,000	26,441	△6,000		産業振興課
				府支出金 △6,000 [ 農業費補助金 △6,000 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△6,000	新規就農者育成総合対策事業補助金
7) 溜池改修事業費	15,019	△2,919	12,100	△2,919		
				府支出金 △2,919		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,919	
[ 1 ] 溜池改修事業	15,019	△2,919	12,100	△2,919		産業振興課
				府支出金 △2,919 [ 農業費補助金 △2,919 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,919	ハザードマップ作成業務委託料
6 商工費	915,342	65,834	981,176	39,189	26,645	
				国庫支出金 26,645		
				繰入金 12,544		
( 1 ) 商工費	915,342	65,834	981,176	39,189	26,645	
				国庫支出金 26,645		
				繰入金 12,544		
2) 商工振興費	664,945	20,774	685,719	16,659	4,115	
				国庫支出金 4,115		

款 6 商工費 項 1 商工費

## 款 6 商工費 項 1 商工費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				繰入金 12,544		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	30	
				12. 委託料	6,744	
				18. 負担金、補助及び 交付金	14,000	
[ 2 ] 商工業振興事業	17,460	14,000	31,460	14,000		産業振興課
				繰入金 14,000 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 14,000 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	14,000	ふるさとせんなん事業者応援補助金
[ 4 ] 総合交流拠点施 設関係事業	7,298	△1,456	5,842	△1,456		産業振興課
				繰入金 △1,456 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △1,456 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,456	民間活力導入可能性調査業務委託料
[ 7 ] 産×官×学共創 による成長戦略 「Sennan L. I. P」 ブランド創造事 業	6,530	8,230	14,760	4,115	4,115	連携戦略課

				国庫支出金 4,115 [ 総務管理費補助金 4,115 ]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	30	プロポーザル選定委員会委員報酬
				12. 委託料	8,200	事業用地等調査業務委託料
5) 観光振興費	161,082	45,060	206,142	22,530	22,530	
				国庫支出金 22,530		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	36,060	
				18. 負担金、補助及び 交付金	9,000	
[ 4] 誘客連携による 地域活性化事業	112,161	45,060	157,221	22,530	22,530	プロモーション戦略課
				国庫支出金 22,530 [ 総務管理費補助金 22,530 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	36,060	観光プロモーション事業委託料
				18. 負担金、補助及び 交付金	9,000	共同連携事業負担金 5,000 国際交流イベント等補助金 2,000 誘客イベント開催支援事業補助金 2,000
7 土木費	2,464,362	△188,718	2,275,644	△183,359	△5,359	
				国庫支出金 △76,855		
				府支出金 26,468		
				地方債 △131,600		
				繰入金 △1,372		
( 2) 道路橋梁費	350,923	△16,155	334,768	△19,060	2,905	

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

## 款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金 △14,360		
				地方債 △4,700		
3) 道路維持費	168,645	△14,780	153,865	△18,072	3,292	
				国庫支出金 △17,172		
				地方債 △900		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,535	
				14. 工事請負費	△7,245	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△5,000	
[ 1 ] 道路維持管理事業	143,865	△14,780	129,085	△18,072	3,292	道路課
				国庫支出金 △17,172 [ 道路橋梁費補助金 △17,172 ]		
				地方債 △900 [ 道路橋梁債 △900 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,535	設計委託料
				14. 工事請負費	△7,245	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△5,000	橋梁定期点検負担金
5) 道路新設改良費	71,346	△1,375	69,971	△988	△387	
				国庫支出金 2,812		

				地方債 △3,800		
				節 区 分	金 額	
				21. 補償、補填及び賠償金	△1,375	
[ 1 ] 道路新設改良事業	71,346	△1,375	69,971	△988	△387	道路課
				国庫支出金 2,812 [ 道路橋梁費補助金 2,812 ]		
				地方債 △3,800 [ 道路橋梁債 △3,800 ]		
				節 区 分	金 額	
				21. 補償、補填及び賠償金	△1,375	補償金
( 4 ) 都市計画費	1,560,727	△123,474	1,437,253	△111,627	△11,847	
				国庫支出金 △66,223		
				府支出金 26,468		
				地方債 △70,500		
				繰入金 △1,372		
1) 都市政策総務費	86,971	△4,595	82,376	△4,120	△475	
				国庫支出金 △2,423		
				府支出金 △325		
				繰入金 △1,372		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,745	

款 7 土木費 項 4 都市計画費

## 款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△1,850	
[ 2 ] 都市計画関連業 務事業	14,741	△1,132	13,609	△1,132		都市政策課
				国庫支出金 △566 [ 都市計画費補助金 △566 ]		
				繰入金 △566 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △566 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,132	立地適正化計画策定業務委託料
[ 3 ] 安全・安心住ま いづくり支援事 業	8,889	△1,850	7,039	△1,375	△475	住宅公園課
				国庫支出金 △1,050 [ 都市計画費補助金 △1,050 ]		
				府支出金 △325 [ 都市計画費補助金 △325 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△1,850	住宅・建築物耐震改修等補助金
[ 4 ] バリアフリー化 推進事業	8,110	△1,613	6,497	△1,613		都市政策課

				国庫支出金 △807 [ 都市計画費補助金 △807 ]		
				繰入金 △806 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △806 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,613	バリアフリー基本構想等策定業務委託料
6) 都市計画道路事業費	506,940	△2,879	504,061	3,193	△6,072	
				府支出金 26,793		
				地方債 △23,600		
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	930	
				11. 役務費	△4,420	
				12. 委託料	△3,000	
				18. 負担金、補助及び 交付金	9,178	
				21. 補償、補填及び賠 償金	△5,567	
[ 1 ] 砂川樋井線新設 事業	504,699	△2,879	501,820	3,193	△6,072	道路課
				府支出金 26,793 [ 都市計画費補助金 26,793 ]		
				地方債 △23,600 [ 都市計画債 △23,600 ]		

款 7 土木費 項 4 都市計画費

## 款 7 土木費 項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				7. 報償費	930	弁護士報酬
				11. 役務費	△4,420	手数料
				12. 委託料	△3,000	測量・調査等委託料 物件調査委託料
						△1,500 △1,500
				18. 負担金、補助及び 交付金	9,178	砂川樫井線新設事業負担金
				21. 補償、補填及び賠 償金	△5,567	補償金
7) 和泉砂川駅周辺 整備事業費	116,703	△116,000	703	△110,700	△5,300	
				国庫支出金		
				△63,800		
				地方債		
				△46,900		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△3,000	
				16. 公有財産購入費	△53,500	
				21. 補償、補填及び賠 償金	△59,500	
[ 1 ] 和泉砂川駅周辺 整備事業	116,703	△116,000	703	△110,700	△5,300	道路課
				国庫支出金		
				△63,800		
				[ 都市計画費補助金		
				△63,800 ]		
				地方債		
				△46,900		
				[ 都市計画債		
				△46,900 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△3,000	測量・調査等委託料

				16. 公有財産購入費	△53,500	
				21. 補償、補填及び賠償金	△59,500	補償金
(5) 住宅費	389,030	△49,089	339,941	△52,672	3,583	
				国庫支出金		
				3,728		
				地方債		
				△56,400		
1) 住宅管理費	379,295	△49,089	330,206	△52,672	3,583	
				国庫支出金		
				3,728		
				地方債		
				△56,400		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,029	
				14. 工事請負費	△47,060	
[2] 市営住宅維持管理事業	37,899	0	37,899	△4,017	4,017	住宅公園課
				国庫支出金		
				△4,017		
				[ 住宅費補助金		
				△4,017 ]		
[3] 市営住宅改修事業	37,500	△1,143	36,357	△1,173	30	住宅公園課
				国庫支出金		
				△573		
				[ 住宅費補助金		
				△573 ]		
				地方債		
				△600		
				[ 住宅債		
				△600 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△486	設計委託料
				14. 工事請負費	△657	

款 7 土木費 項 5 住宅費

## 款 7 土木費 項 5 住宅費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[ 4 ] 市営住宅建替事業	280,017	△47,946	232,071	△47,482	△464	住宅公園課
				国庫支出金 8,318 [ 住宅費補助金 8,318 ]		
				地方債 △55,800 [ 住宅債 △55,800 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,543	監理委託料
				14. 工事請負費	△46,403	
8 消防費	899,917	38,442	938,359		38,442	
( 1 ) 消防費	899,917	38,442	938,359		38,442	
1) 常備消防費	852,431	38,442	890,873		38,442	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	38,442	
[ 2 ] 泉州南消防組合 参画事業	849,425	38,442	887,867		38,442	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	38,442	泉州南消防組合負担金
9 教育費	4,378,404	△506,517	3,871,887	△384,029	△122,488	
				国庫支出金 4,782		
				地方債 △350,300		
				繰入金 △37,128		

				諸収入 △1,383		
(1) 教育総務費	1,677,213	△298,043	1,379,170	△263,199	△34,844	
				地方債 △243,700		
				繰入金 △18,116		
				諸収入 △1,383		
2) 事務局費	929,539	△289,471	640,068	△261,816	△27,655	
				地方債 △243,700		
				繰入金 △18,116		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△17,000	
				2. 給料	△1,000	
				3. 職員手当等	△9,900	
				12. 委託料	△50,971	
				14. 工事請負費	△210,600	
[ 1 ] 人件費事業	525,905	△27,900	498,005		△27,900	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△17,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△1,000	一般職
				3. 職員手当等	△9,900	期末手当 勤勉手当 期末手当 (会計年度任用職員) 勤勉手当 (会計年度任用職員)
						△400 △600 △4,900 △4,000
[ 4 ] (仮称) 西信達 義務教育学校等 整備事業	388,642	△261,571	127,071	△261,816	245	教育総務課
				地方債 △243,700 [ 教育総務債 △243,700 ]		

款 9 教育費 項 1 教育総務費

## 款 9 教育費 項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				繰入金 △18,116 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △18,116 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△50,971	設計委託料
				14. 工事請負費	△210,600	
3) 指導費	635,939	△3,140	632,799		△3,140	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△3,140	
[ 1 ] 教育推進事業	574,020	△3,140	570,880		△3,140	指導課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△3,140	I C T支援業務委託料
4) 国際教育推進費	37,114	△5,432	31,682	△1,383	△4,049	
				諸収入		
				△1,383		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△2,654	
				13. 使用料及び賃借料	△1,383	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△1,395	
[ 2 ] J E Tプログラ ム事業	26,604	△5,432	21,172	△1,383	△4,049	人権国際教育課
				諸収入		
				△1,383		
				[ 徴収金収入 △1,383 ]		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△2,654	費用弁償 普通旅費
						△2,504 △150
				13. 使用料及び賃借料	△1,383	住宅借上料

				18. 負担金、補助及び 交付金	△1,395	研修会参加負担金 J E Tプログラム負担金 J E Tプログラム国内移動費用負担金	△141 △1,193 △61
(2) 小学校費	1,138,998	△149,472	989,526	△107,120	△42,352		
				国庫支出金 205			
				地方債 △97,300			
				繰入金 △10,025			
1) 学校管理費	146,137	△12,118	134,019		△12,118		
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	△11,000		
				12. 委託料	△1,118		
[2] 学校管理事業	133,197	△12,118	121,079		△12,118	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				10. 需用費	△11,000	光熱水費	
				12. 委託料	△1,118	浄化槽維持管理委託料	
3) 学校施設整備費	633,060	△126,554	506,506	△107,120	△19,434		
				国庫支出金 205			
				地方債 △97,300			
				繰入金 △10,025			
				節 区 分	金 額		
				11. 役務費	△974		
				12. 委託料	△9,275		
				14. 工事請負費	△116,305		
[1] 施設保全整備事業	633,060	△126,554	506,506	△107,120	△19,434	教育総務課	
				国庫支出金 205 [ 小学校費補助金 205 ]			

款 9 教育費 項 2 小学校費

## 款 9 教育費 項 2 小学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 △97,300 [ 小学校債 △97,300 ]		
				繰入金 △10,025 [ ふるさと泉南水な す基金繰入金 △10,025 ]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△974	手数料
				12. 委託料	△9,275	ゴミ収集委託料 △863 特殊建築物定期検査委託料 △2,400 PCB処理業務委託料 △614 測量・調査等委託料 △5,398
				14. 工事請負費	△116,305	
4) 学校給食センター費	260,274	△10,800	249,474		△10,800	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△4,300	
				12. 委託料	△6,500	
[ 2 ] 小学校給食提供事業	190,739	△10,800	179,939		△10,800	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△4,300	光熱水費
				12. 委託料	△6,500	給食業務委託料
( 3 ) 中学校費	526,258	△33,602	492,656	△13,710	△19,892	
				国庫支出金 4,577		
				地方債 △9,300		

				繰入金 △8,987		
1) 学校管理費	100,266	△16,200	84,066		△16,200	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△16,200	
[ 2] 学校管理事業	83,187	△16,200	66,987		△16,200	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△16,200	光熱水費
3) 学校施設整備費	251,223	△14,702	236,521	△13,710	△992	
				国庫支出金		
				4,577		
				地方債		
				△9,300		
				繰入金		
				△8,987		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,377	
				14. 工事請負費	△13,325	
[ 1] 施設保全整備事業	251,223	△14,702	236,521	△13,710	△992	教育総務課
				国庫支出金		
				4,577		
				[ 中学校費補助金		
				4,577 ]		
				地方債		
				△9,300		
				[ 中学校債		
				△9,300 ]		
				繰入金		
				△8,987		
				[ ふるさと泉南水な		
				す基金繰入金		
				△8,987 ]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,377	特殊建築物定期検査委託料 測量・調査等委託料
						△1,222 △155

款 9 教育費 項 3 中学校費

## 款 9 教育費 項 3 中学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				14. 工事請負費	△13,325	
4) 中学校給食費	116,081	△2,700	113,381		△2,700	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,700	
[ 1] 中学校給食提供事業	97,039	△2,700	94,339		△2,700	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,700	給食業務委託料
( 4) 幼稚園費	353,648	△22,000	331,648		△22,000	
1) 幼稚園費	326,403	△22,000	304,403		△22,000	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△10,000	
				2. 給料	△3,000	
				3. 職員手当等	△5,900	
				4. 共済費	△1,000	
				10. 需用費	△2,100	
[ 1] 人件費事業	308,115	△19,900	288,215		△19,900	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△10,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△3,000	一般職
				3. 職員手当等	△5,900	期末手当 △700 勤勉手当 △1,100 期末手当（会計年度任用職員） △2,200 勤勉手当（会計年度任用職員） △1,900
				4. 共済費	△1,000	共済組合納付金
[ 2] 幼稚園管理事業	18,288	△2,100	16,188		△2,100	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△2,100	光熱水費
( 5) 社会教育費	560,966	△3,400	557,566		△3,400	
9) 図書館及びホール費	124,722	△3,400	121,322		△3,400	

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,500	
				3. 職員手当等	△900	
[ 1 ] 人件費事業	66,788	△3,400	63,388		△3,400	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,500	一般職
				3. 職員手当等	△900	期末手当 △500 勤勉手当 △400
11 諸支出金	2,134,865	66,175	2,201,040	11,994	54,181	
				財産収入		
				7,959		
				寄附金		
				4,035		
( 2 ) 公共施設整備基金費	4,243	1,472	5,715	1,472		
				財産収入		
				1,472		
1) 公共施設整備基金費	4,243	1,472	5,715	1,472		
				財産収入		
				1,472		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	1,472	
[ 1 ] 公共施設整備基金事業	4,243	1,472	5,715	1,472		会計課・総務課
				財産収入		
				1,472		
				[ 土地建物売却収入 679 ]		
				[ 利子及び配当金 793 ]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	1,472	
( 3 ) 公債費管理基金費	1,161	56,446	57,607	2,265	54,181	

款 11 諸支出金 項 3 公債費管理基金費

## 款 11 諸支出金 項 3 公債費管理基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				財産収入 2,265		
1) 公債費管理基金費	1,161	56,446	57,607	2,265	54,181	
				財産収入 2,265		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	56,446	
[ 1 ] 公債費管理基金事業	1,161	56,446	57,607	2,265	54,181	会計課・財政課
				財産収入 2,265		
				[ 利子及び配当金 2,265 ]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	56,446	
( 4 ) ふるさと泉南水なす基金費	1,500,840	3,301	1,504,141	3,301		
				財産収入 3,301		
1) ふるさと泉南水なす基金費	1,500,840	3,301	1,504,141	3,301		
				財産収入 3,301		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	3,301	
[ 1 ] ふるさと泉南水なす基金事業	1,500,840	3,301	1,504,141	3,301		ふるさと戦略課
				財産収入 3,301		
				[ 利子及び配当金 3,301 ]		

				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	3,301	
(6) 地域福祉基金費	701	4,344	5,045	4,344		
				財産収入	309	
				寄附金	4,035	
1) 地域福祉基金費	701	4,344	5,045	4,344		
				財産収入	309	
				寄附金	4,035	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	4,344	
[1] 地域福祉基金事業	701	4,344	5,045	4,344		長寿社会推進課・障害福祉課
				財産収入	309	
				[ 利子及び配当金	309 ]	
				寄附金	4,035	
				[ 社会福祉費寄附金	4,035 ]	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	4,344	
(7) 緑化基金費	350	612	962	612		
				財産収入	612	
1) 緑化基金費	350	612	962	612		
				財産収入	612	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	612	
[1] 緑化基金事業	350	612	962	612		住宅公園課

款 11 諸支出金 項 7 緑化基金費

## 款 11 諸支出金 項 7 緑化基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				財産収入 612 [ 利子及び配当金 612 ]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	612	
歳 出 合 計	33,941,244	△619,043	33,322,201			
				国庫支出金 △67,770		
				府支出金 △3,577		
				地方債 △485,700		
				財産収入 7,959		
				寄附金 4,035		
				繰入金 △37,647		
				諸収入 △1,383		

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の手当				計
補正後	長 等	3	0	23,725	10,555	2,373	668	37,321	7,221	44,542	その他の手当 通勤手当 368千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	21,984	141,764	
	その他の特別職	1,193	91,639	0	0	0	0	91,639	0	91,639	
	計	1,211	173,711	23,725	48,263	2,373	668	248,740	29,205	277,945	
補正前	長 等	3	0	23,725	10,555	2,373	668	37,321	7,221	44,542	その他の手当 通勤手当 368千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	37,708	0	0	119,780	21,984	141,764	
	その他の特別職	1,192	91,629	0	0	0	0	91,629	0	91,629	
	計	1,210	173,701	23,725	48,263	2,373	668	248,730	29,205	277,935	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の特別職	1	10	0	0	0	0	10	0	10	
	計	1	10	0	0	0	0	10	0	10	

## 2. 一般職

## (1) 総括 (会計年度任用職員を含む)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 390 (468)	千円 462,189	千円 1,951,190	千円 1,604,964	千円 4,018,343	千円 728,270	千円 4,746,613	
補正前	390 (468)	489,189	1,964,690	1,495,860	3,949,739	748,270	4,698,009	
比 較	0 (0)	△ 27,000	△ 13,500	109,104	68,604	△ 20,000	48,604	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 38,155	千円 208,021	千円 54,063	千円 21,109	千円 129,138	千円 3,462	千円 41,485	千円 4,893
	補正前	38,155	208,021	54,063	21,109	130,848	3,462	41,485	4,893
	比 較	0	0	0	0	△ 1,710	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
補正後	千円 23,110	千円 533,450	千円 415,764	千円 132,314					
補正前	23,110	544,550	426,164	0					
比 較	0	△ 11,100	△ 10,400	132,314					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 390 (175)	千円 0	千円 1,951,190	千円 1,499,676	千円 3,450,866	千円 662,687	千円 4,113,553	
補正前	390 (175)	0	1,964,690	1,375,272	3,339,962	664,687	4,004,649	
比 較	0 (0)	0	△ 13,500	124,404	110,904	△ 2,000	108,904	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	38,155	208,021	54,063	21,109	129,138	3,462	41,485	4,893
	補正前	38,155	208,021	54,063	21,109	130,848	3,462	41,485	4,893
	比 較	0	0	0	0	△ 1,710	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 23,110	千円 476,568	千円 367,358	千円 132,314				
	補正前	23,110	479,068	371,058	0				
	比 較	0	△ 2,500	△ 3,700	132,314				

## イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 0 (293)	千円 462,189	千円 0	千円 105,288	千円 567,477	千円 65,583	千円 633,060	(職員手当等 の内訳) 期末手当 56,882千円 勤勉手当 48,406千円
補正前	0 (293)	489,189	0	120,588	609,777	83,583	693,360	
比 較	0 (0)	△ 27,000	0	△ 15,300	△ 42,300	△ 18,000	△ 60,300	

※ ( ) 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円 △13,500	その他の増減分	千円 △13,500	人事異動等による減額	
職員手当等	124,404	退職に伴う増減分	132,314	退職者の増加に伴う退職手当の増額	超過勤務手当 △1,710 千円 期末手当 △2,500 千円 勤勉手当 △3,700 千円 退職手当 132,314 千円
		その他の増減分	△7,910	人事異動等による減額	

## 地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	2,342,900	12,893,701	1,857,200	12,408,001
(1) 総 務	519,000	4,551,328	515,200	4,547,528
(5) 土 木	268,100	1,137,063	192,900	1,061,863
(6) 公 営 住 宅	198,600	411,650	142,200	355,250
(8) 教 育	1,093,100	4,427,302	742,800	4,077,002
計	2,342,900	21,649,022	1,857,200	21,163,322

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	9,138,036		9,138,036	27.4
2 地方譲与税	171,900		171,900	0.5
3 利子割交付金	10,900		10,900	—
4 配当割交付金	54,100		54,100	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	73,600		73,600	0.2
6 法人事業税交付金	189,900		189,900	0.6
7 地方消費税交付金	1,450,500		1,450,500	4.4
8 ゴルフ場利用税交付金	36,200		36,200	0.1
9 環境性能割交付金	37,300		37,300	0.1
10 地方特例交付金	39,852		39,852	0.1
11 地方交付税	4,551,933	382,667	4,934,600	14.8
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	61,029		61,029	0.2
14 使用料及び手数料	337,609		337,609	1.0
15 国庫支出金	7,430,121	△67,770	7,362,351	22.1
16 府支出金	2,781,538	76,132	2,857,670	8.6
17 財産収入	37,800	7,959	45,759	0.1
18 寄附金	1,513,868	4,035	1,517,903	4.6
19 繰入金	3,039,258	△534,983	2,504,275	7.5
20 諸収入	324,531	△1,383	323,148	1.0

(単位：千円・%)

21 市債	2,342,900	△485,700	1,857,200	5.6
22 繰越金	310,369		310,369	0.9
歳入合計	33,941,244	△619,043	33,322,201	100.0

## 2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	218,235	△800	217,435	0.7
2 総務費	3,893,766	38,796	3,932,562	11.8
3 民生費	14,486,230	△85,810	14,400,420	43.2
4 衛生費	2,116,635	△37,526	2,079,109	6.2
5 農林水産業費	212,364	△8,919	203,445	0.6
6 商工費	915,342	65,834	981,176	3.0
7 土木費	2,464,362	△188,718	2,275,644	6.8
8 消防費	899,917	38,442	938,359	2.8
9 教育費	4,378,404	△506,517	3,871,887	11.6
10 公債費	2,201,124		2,201,124	6.6
11 諸支出金	2,134,865	66,175	2,201,040	6.6
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	33,941,244	△619,043	33,322,201	100.0



議案第15号

令和7年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,590千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,425,376千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日提出

泉南市長 山本 優真

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		263,299	△ 9,590	253,709
	1 一般会計繰入金	263,299	△ 9,590	253,709
歳入	合計	1,434,966	△ 9,590	1,425,376

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,396,358	△ 9,590	1,386,768
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,396,358	△ 9,590	1,386,768
歳 出	合 計	1,434,966	△ 9,590	1,425,376



令和7年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）事項別明細書



歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰入金		263,299	△9,590	253,709			
(1) 一般会計繰入金		263,299	△9,590	253,709			
	2) 保険基盤安定繰入金	233,655	△9,590	224,065	1. 保険基盤安定繰入金	△9,590	保険基盤安定繰入金
歳 入 合 計		1,434,966	△9,590	1,425,376			

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

歳 出

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,396,358	△9,590	1,386,768	△9,590		
				繰入金 △9,590		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,396,358	△9,590	1,386,768	△9,590		
				繰入金 △9,590		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,396,358	△9,590	1,386,768	△9,590		
				繰入金 △9,590		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△9,590	
[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事 業	1,396,358	△9,590	1,386,768	△9,590		保険年金課
				繰入金 △9,590 [ 保険基盤安定繰入 金 △9,590 ]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△9,590	保険料等負担金
歳 出 合 計	1,434,966	△9,590	1,425,376			
				繰入金 △9,590		

